

口座振替依頼書 兼解約・変更届 (記載例)

(自動払込利用申込書兼廃止届書)

富士川町

日頃、町税等の納付にご協力いただきありがとうございます。

口座振替（自動払込）のお申込は、この依頼書に必要事項を記入し、通帳・口座届出印鑑・納税通知書を持参のうえ口座振替を依頼する金融機関へ提出してください。（取扱金融機関は下記のとおりです。）

- ・町県民税は普通徴収（個人で納付している方）のみが対象となります。
- ・固定資産税の納入義務者で、個人名義と共有名義がある場合は別々に提出してください。
- ・国民健康保険税の納入義務者は世帯主となりますので、世帯主が変わった場合は変更等の手続きが必要です。
- ・振替日の前には必ず残高を確認してください。万一、残高不足で振替不能の場合には再度振替はいたしません。納付書を送付しますので、現金にて納めてください。
- ・全期前納で振替不能の場合には、1期分のみ納付書を送付し、2期以降は期別での振替になります。
- ・振替開始は申込期限がありますのでご注意ください。（裏面参照）
- ・金融機関及び口座番号等を変更する場合は、解約と新規の依頼書をそれぞれ提出してください。

様式1号 口座振替依頼書 兼解約・変更届 富士川町 金融機関用
 (自動払込利用申込書兼廃止届書)

金融機関 御中 申込日 令和 年 月 日

納入付義務者
 〒 400-0503 富士川町天神中條*** 電話 22-△△△△
 フリガナ フジカワ タロウ 生年月日 T・S・H
 氏名 富士川 太郎 47年 3月 8日

指定預金・貯金口座
 フリガナ フジカワ ハナコ 口座届出印
 口座名義人 富士川 花子
 口座名義人住所 ゆうちょ銀行記入必須 富士川町天神中條○○○
 TEL (0556) 22-□□□□
 金融機関コード 支店コード 本店 支店
 預金種別 1 普通 2 当座 口座番号 (右からつめて記入) 1 2 3 4 5
 金融機関コード 記号 ※ 番号(右詰で記入)
 種目コード 金融機関コード 記号 ※ 番号(右詰で記入)
 新規1166 9900
 廃止1176

* 通帳に記載のある方のみご記入ください。 ※受付通知書の送付先口座番号 00400-8-960010

科目名等 (契約種別コード)	申込番号 (右から選択)	振替(払込)開始(廃止)年月			ゆうちょ銀行 払込先口座番号
		1 新規	2 口座変更 (ゆうちょ銀行除く)	3 解約(廃止)	
町県民税	35	1	○○年度 △期	年度前納	00400-8-960010
固定資産税	35	1	○○年度 △期	年度前納	00400-8-960010
軽自動車税	35	1	○○年度		00400-8-960010
国民健康保険税	35		年度	期	00400-8-960010
介護保険料	28		年度	期	00400-8-960010
後期高齢者医療保険料	28		年度	期	00400-8-960010
町営・町有住宅使用料	25		年	月	00400-8-960010
保育所利用料等	30	1	○○年度 □月	第一保育所 次郎	00400-8-960010
児童クラブ利用料	30		年度 月	学校児童名	00260-0-960206
学校給食利用料	29	1	○○年度 □月	学校学年児童生徒名	増小 新1年 まち子
簡易水道使用料	22		年 月		00260-1-960459
上水道使用料	22	1	○○年 □月		00260-2-960564
下水道使用料	22	1	○○年 □月		00250-9-960458
下水道使用料(箱原農集)	22	1	○○年 □月		00400-8-960010
水道・下水道の使用場所			天神中條*** Tel (0556) 22-□□□□	氏名 富士川 太郎	
下水道受益者負担金 利用料	22	1	一括(5)・4・3・2・1年	分割	00240-8-960457

- 各科目の納付通知書にある住所・氏名を記入
- 固定資産税で共有名義の場合は、「ほか○○名」まで記入
- 国民健康保険税は、加入者ではなく世帯主が納税義務者となります。
- 振替指定口座は、納入義務者本人の口座でなくてもかまいません。

- 1 新規…初めて申し込む科目
- 2 口座変更…振替方法の変更
- 3 解約(廃止)…取消しする科目

お問合せ先

富士川町役場 ☎0556-22-1111(代)

町税のこと	税務課	直通 ☎ 0556-22-7205
介護保険料のこと	福祉保健課	直通 ☎ 0556-22-7207
国民健康保険税のこと	町民生活課	直通 ☎ 0556-22-7209
後期高齢者医療保険料のこと		
町営・町有住宅のこと	都市整備課	直通 ☎ 0556-22-7214
保育所利用料・副食費・児童クラブ利用料のこと	子育て支援課	直通 ☎ 0556-22-7221
学校給食利用料のこと	教育総務課	直通 ☎ 0556-22-7200
上水・簡水・下水道使用料のこと	上下水道課	直通 ☎ 0556-22-7204
下水道負担金のこと		

お申込は
 下記金融機関等の窓口へ

山梨中央銀行
 山梨みらい農業協同組合
 山梨県民信用組合
 山梨信用金庫
 甲府信用金庫
 ゆうちょ銀行

納期及び振替日

振替税目(料)	担当課	納期及び振替日
町 県 民 税	税 務 課	6・8・10・1月 各納期限日
固 定 資 産 税	税 務 課	5・7・12※・2月 各納期限日
軽 自 動 車 税	税 務 課	5月31日
国 民 健 康 保 険 税	町民生活課	7・8・9・10・11・12※・1・2・3月 各納期限日
介 護 保 険 料	福祉保健課	5・6・7・8・9・10・11・12※・1・2月 各納期限日
後期高齢者医療保険料	町民生活課	7・8・9・10・11・12※・1・2月 各納期限日
町営・町有住宅使用料	都市整備課	毎月26日
保育所利用料等	子育て支援課	毎月26日
児童クラブ利用料	子育て支援課	毎月26日
学校給食利用料	教育総務課	毎月26日(4～2月)
簡易水道使用料	上下水道課	本町・中部地区は毎月26日、そのほかの地区は偶数月26日
上水道使用料	上下水道課	毎月26日
下水道使用料	上下水道課	毎月26日
下水道受益者負担金	上下水道課	6・8・10・12月 各納期限日

- ※印の12月は25日が振替日となります。なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となります。
- 振替日に預金残高不足等の理由によって納付できなかった場合は、その期(月)の分についてのみ現金で納付してください。

申込期限と振替開始期(月)

申 込 期 限	町 県 民 税	固 定 資 産 税	軽 自 動 車 税	国 民 健 康 保 険 税	介 護 保 険 料	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	町 営 ・ 町 有 住 宅 使 用 料	保 育 所 利 用 料 等	児 童 ク ラ ブ 利 用 料	学 校 給 食 利 用 料	簡 易 水 道 使 用 料	上 水 道 使 用 料	下 水 道 使 用 料	下 水 道 受 益 者 負 担 金
4月20日	1期又は全期	1期又は全期	今年度	1期	1期	1期		5月分				4月使用分(5月に振替)	1期又は一括	
5月20日														
6月20日	2期	3期	3期	3期	3期	3期	7月分	6月使用分(7月に振替)	2期					
7月20日										3期	4期	4期	4期	4期
8月20日	3期	5期	5期	5期	5期	5期	9月分	8月使用分(9月に振替)	3期					
9月20日										3期	6期	6期	6期	6期
10月20日	4期	7期	7期	7期	7期	7期	11月分	10月使用分(11月に振替)	4期					
11月20日										4期	8期	8期	8期	8期
12月20日	4期	9期	9期	9期	9期	9期	1月分	12月使用分(1月に振替)						
1月20日									4期	10期	10期	10期	10期	10期
2月20日	4期	11期	11期	11期	11期	11期	3月分(学校給食利用料除く)	2月使用分(3月に振替)						
3月20日									4期	12期	12期	12期	12期	12期